

確定申告、市・県民税申告の手続きはお早めに！

4年分確定申告期間は **2月16日(木)～3月15日(水)** です 問 課税課 ☎70・5611

確定申告書関係用紙は、国税庁HP <https://www.nta.go.jp> からダウンロードできる他、大和税務署や市役所同課（2月上旬予定）で配布します。

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」では、金額などを入力するだけで簡単に申告書を作成できますので、活用してください。

市役所での受け付け（要事前予約）

市役所では、確定申告書の作成・相談を事前予約制で行います（提出のみの方は予約不要）。対象外の申告については、税理士が大和税務署に相談してください。

▶時・場 7ページ表①・②参照

▶作成・相談の対象▷所得 主な収入が給与（報酬・支払調書は除く）、年金、一時所得のみで源泉徴収票がある申告▷控除 医療費（セルフメディケーション税制の適用を含む）、社会保険料、生命保険料など（住宅借入金等特別控除は除く）の申告

▶予約可能枠 2月16日～3月15日9時～11時30分・13時～15時30分（各30分、全10枠。11時と15時は電話予約のみ）

▶☎▷電話予約 2月1日～28日9時～17時 ☎0570・200・503▷インターネット予約 2月1日9時～3月14日24時 <https://tax-consul.jp/kanagawa/ayase-city/> か二次元コードから予約



大和税務署での受け付け

問・申 同署 ☎046・262・9411

同署では、確定申告期間中に申告書作成会場を開設します。2月19日・26日の各日曜日は、確定申告の相談を受け付けます（一部1月4日（水）から受け付けする場合があります）。申告書を郵送で提出する場合は、封筒に申告者の住所、氏名を明記し、〒242-8567 大和市中央5-14-22 大和税務署へ送付してください。



税理士などによる無料の申告相談

税理士などによる確定申告書の作成・相談を無料で行います。

時・場 7ページ表③参照

対 年金・給与所得者の所得税と復興特別所得税の確定申告（土地・建物や株式などの譲渡所得のある場合を除く）
※譲渡所得や高額所得などの内容が複雑な相談はご遠慮ください

申 大和税務署へ電話（空きがあれば当日直接受け付け可）

パソコンやスマートフォンからe-Tax（所得税電子申告）

インターネットを利用して電子的に手続きが行えるシステム「e-Tax」を利用すれば、パソコンやスマートフォンなどを使用して自宅から確定申告をすることができます。詳しくは <https://www.e-tax.nta.go.jp> か大和税務署へ電話してください。

市・県民税の申告

市・県民税の申告会場を開設します（7ページ表④・⑤参照）。5年1月1日に市内に居住していた方は、確定申告をする必要がない方でも、市・県民税の申告は必要です。5年度市・県民税を計算するための基礎資料になる他、介護保険・国民健康保険・年金・保育料・児童手当などの算定基礎資料になります。

郵送で提出する場合は〒252-1192 市役所課税課へ送付してください。

次のいずれかに該当する方は、申告不要です。

- ①所得税の確定申告をした
- ②同一世帯で扶養されている
- ③前年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている
- ④前年中の収入が400万円以下の公的年金のみで、源泉徴収の控除内容に変更や追加がない

市役所に開設する窓口

	内容	実施日	時	場 ^{※1}
確定申告	①申告書作成・相談	2/16（木）～3/15（水） （土・日曜日、祝日は除く）	事前予約制 9：00～11：30 13：00～15：30	7階市民展示ホール
	②申告書提出のみ	2/2（木）・3（金）・6（月）	予約不要 8：30～11：30	3階305会議室
		2/16（木）～3/15（水） （土・日曜日、祝日は除く）	予約不要 8：30～15：30	7階市民展示ホール
③税理士などによる無料の申告相談	2/2（木）・3（金）・6（月）	事前予約制 時間などは大和税務署へ要確認		
市・県民税申告	④申告書作成・相談 ^{※2}	2/1（水）～3/15（水） （土・日曜日、祝日は除く）	予約不要 2/16～3/15は15：00以降	7階市民展示ホール
	⑤申告書提出のみ		予約不要 8：30～12：15 13：00～17：00	

▶注意事項▷※1 車で来庁の際は市役所駐車場の他、市民文化センター第2駐車場北側（大釜がある駐車場）や、綾瀬タウンヒルズショッピングセンター屋上階駐車場も利用できます▷※2 2月2日・3日・6日は、税理士による無料相談があるため混雑が予想されます

確定申告、市・県民税の申告時の持ち物

確定申告書作成・相談の方は①～⑨・⑪～⑬を、市・県民税申告書作成・相談の方は①～⑩を持参してください。確定申告書、市・県民税申告書の提出のみの方は、申告書に②～⑩を添付したものを持参してください。

① 筆記用具・電卓

② 申告する方と、被扶養者のマイナンバー確認書類

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載されている住民票の写しのうちいずれか1点。作成済みの申告書を提出する場合は、確認書類の写し



③ 申告する方の本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証が健康保険証などのうちいずれか1点。作成済みの申告書を提出する場合は、確認書類の写し

④ 前年中の収入が分かる資料

令和4年分源泉徴収票など

⑤ 社会保険料の年間支払い額が分かる資料

国民年金保険料は「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は「納付額のお知らせ」（1月下旬までに郵送）

⑥ 生命保険・地震保険など各種控除証明書

⑦ 医療費控除の明細書

従来の医療費控除を受ける方（セルフメディケーション税制は重複して受けられません）。
※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細の記載を省略できますが、自己負担額が記載されていないものは不可
※医療費控除を受ける場合には「医療費控除の明細書【内訳書】」の提出が必要となり、領収書の提出は不要

⑧ 特定一般用医薬品など購入費の領収書などに基づく医療費の明細書とその年分に特定健康診査などの一定の取り組みを行ったことを明らかにする次の書類のいずれか1点

セルフメディケーション税制を受ける方（従来の医療費控除は重複して受けられません）。

- (1) インフルエンザの予防接種、定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症など）の領収書か予防接種済証
- (2) 市区町村のがん検診の領収書か結果通知表
- (3) 職場で受けた定期健康診断の結果通知表
※「定期健康診断」か勤務先名称の記載のあるもの
- (4) 特定健康診査の領収書か結果通知表
※「特定健康診査」か保険者名の記載のあるもの
- (5) 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書か結果通知表
※勤務先名称か保険者名の記載のあるもの

⑨ 寄附した団体などから交付された寄附金の受領証

寄附金控除を受ける方
※ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方が、医療費控除などの申告を行う場合は、全てのふるさと納税の内容を申告書に記載する必要あり

⑩ 親族関係書類と送金関係書類

国外居住親族にかかる扶養控除などの適用を受ける方

⑪ 申告する方の銀行などの口座番号の控え

還付の場合に必要

⑫ 申告書の控え

令和3年分の確定申告をしている方

⑬ お知らせはがき

税務署から届いた方